平成２６年（フ）第２３３号
茨城県水戸市見川２丁目108番地26アーバンテラス一周館Ａ308
債務者　株式会社グローバル・リスクマネージメント
代表者代表取締役　櫛田　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　人見　光一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前10時
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７９８号
京都市右京区嵯峨観空寺明水町１番地の３
債務者　有限会社アペックス
代表者取締役　柏井　道次
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午後１時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
北海道旭川市東５条６丁目１番８号
債務者　株式会社翼エンタープライズ
代表者代表取締役　新野　和浩
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後２時30分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３４９号
大阪市北区与力町４－８、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場１丁目４番25号
債務者　株式会社エフ・ピー・マネジメント
代表者代表取締役　大丸　和輝
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳数
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７号
愛媛県松山市岩崎町２丁目３番41号
債務者　有限会社ツルハラ
代表者代表取締役　鶴原　信志
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午後２時20分
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県養父市左近山１番地
債務者　マルタ惣菜株式会社
代表者代表取締役　田村甚喜智
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午後４時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
山形市立谷川２丁目1121番地の３
債務者　有限会社山形製版
代表者代表取締役　中村　清司
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後１時30分
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４７号
堺市堺区中瓦町２丁２番１号
債務者　株式会社本店嶋川
代表者代表取締役　河中　初代
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５４号
堺市中区深井清水町1463－１、商業登記簿上の本店所在地堺市西区浜寺石津町中４丁11番16号　アーベインコート303号
債務者　株式会社イッセイ
代表者代表取締役　泉谷　卓郎
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
岐阜県各務原市金属団地１番地の１
債務者　有限会社ツワエス
代表者代表取締役　渡邉　恒彦
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３９３号
埼玉県所沢市花園４丁目2583番地の27
ビュー花園202
債務者　大空　　明
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９０号
神奈川県南足柄市和田河原738番地、前住所神奈川県南足柄市雨坪210番地６
債務者　北村　好延
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３３号
京都府南丹市八木町野条前田19番地２
債務者　小林　義明
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
香川県坂出市中央町10番14号
債務者　宮本千榮子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４８号
住民票上の前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3920番地95
債務者　桃田　実枝（旧姓今井・飯塚）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第５２号
香川県坂出市府中町1237番地２
債務者　山中　昭代
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第４０号
北海道滝川市中島町４丁目５番13号
債務者　田中　草苗
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係